

広告

2024年1月21日

生活協同組合コープあいづ

理事長 吉川毅一

定款第46条並びに第47条、総代選挙規第2条並びに第3条、同第5条、同第6条に基づき、以下の立候補を募ります。

若松地域

総代 109人以上136名以内

喜多方地域

総代 58人以上73人以内

坂下地域

総代 33人以上41人以内

立候補なさる方は4月20日までに、備付の立候補用紙に記入の上、提出ください。

お問合せ：コープあいづ組合員活動部（TEL 0241-22-1041）坂内・大竹

定款

（総代の定数）

第46条 総代の定数は200人以上250人以内において総代選挙規約で定める。

（総代の選挙）

第47条 総代は、総代選挙規約の定めるところにより、組合員のうちから選挙する。

総代選挙規約

（選挙区）

第2条 総代の選挙については選挙区を設けて行う。

2 選挙区については、生協の「地域」を単位とし、理事会で定める。

（定数）

第3条 選挙すべき総代の定数は、定款第46条の定める範囲内において、選挙区ごとの組合員数を基礎に、組合員組織の状況を考慮して理事会で定める。

（選挙の公告）

第5条 管理委員長は、総代の選出を行う年の総代会の会日の60日前までに、以下の事項について、この生協の掲示場に掲示して公告しなければならない。

1) 第2条による選挙区および第3条による選挙区ごとの定数

2) 第6条による候補者登録の受付期間および受付方法

2 総代選挙において選挙権および被選挙権を有するものは、第1項の公告があった日の前月の末日の組合員名簿に登録されている者とする。ただし、第13号による補充選挙においては管理委員会の定める日の組合員名簿に登録されているものとする。

（候補者登録）

第6条 被選挙権を有する全ての組合員は、自由に立候補し、または被選挙権を有するものの中から候補者を推薦することができる。ただし、役員と職員および管理委員者は、候補者となることができない。

2 前項において、候補者を推薦するときは、推薦を受けるものの同意をあらかじめ得ておかなければならない。

3 総代に立候補する者は、その者の所属する選挙区の候補者となる。

4 候補者は当選が確定するまでの間、いつでも候補者登録を取消することができる。